

(案)

## 物 品 売 買 契 約 書

京都府（以下「甲」という。）と 決定後記載 （以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（契約要項）

**第1条** この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）売払物品の名称及び数量

不用原動機付自転車等自動二輪車 58台

（詳細は別添「仕様書」のとおり）

（2）契約金額 ¥ 決定後記載 —

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 決定後記載 —）

（3）引取期限 令和9年1月29日

（4）引渡場所 京都府警察本部長が指定する場所

（5）契約保証金 免除

（信義誠実の義務）

**第2条** 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約代金の納付）

**第3条** 乙は、第1条第2号に定める契約金額を、甲が発行する納入通知書により、指定する期日までに甲に支払わなければならない。

（売払物品の引き渡し、引き取り及び費用の負担）

**第4条** 売払物品の引き渡しは、乙が契約金額を完納した後に行う。

2 売払物品の引渡場所は甲が指定する場所とする。

3 乙は、売払物品を引取期限までに引き取るものとする。

4 乙は、甲から売払物品の引き渡しを受けたときは、これと引き換えに、甲に受領書を交付しなければならない。

5 売払物品の引き取り等に要する全ての費用は乙の負担とする。

6 売払物品の所有権は、契約金額の納付及び引き渡し場所からの売払物品の搬出の確認を甲が完了したときをもって、甲から乙に移転するものとする。

（危険負担等）

**第5条** この契約の締結の日から売払物品の引き渡しの日までにおいて、甲の責めに帰すことのできない事由により、売払物品に滅失、き損等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を生じたときはその損害は、乙が負担するものとする。

2 前項の場合においても、乙は、前項の理由をもって契約の解除をすることができない。

（契約不適合責任）

**第6条** 乙は、この契約締結後、売払物品が仕様書の記載に適合しないことを発見しても、履行の追完、契約金額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(権利の譲渡等)

**第7条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の変更)

**第8条** 乙は、天災地変その他の不可抗力若しくはその他の事情の急変により、契約の履行が不能となる部分が生じたときは、甲に対し契約の変更を申し入れることができる。

この場合、甲が契約の変更を認めたときは、変更内容は甲が定める。

(契約の解除)

**第9条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除し、又は打ち切る（一部履行済部分がある場合に当該部分を除いて解消することをいう。以下同じ。）ことができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が契約に違反し、その他不誠実な行為をしたことにより、契約の目的を達することができないとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の定めにより契約を解除し、又は打ち切ったときは、乙から契約金額（打ち切りの場合は、履行済部分に相当する金額を控除した金額。）の10分の1に相当する金額の違約金を徴収することができる。

（損害賠償）

**第10条** 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（管轄裁判所）

**第11条** この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

（紛争又は疑義の解決方法）

**第12条** この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合、若しくは、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

決定後記載

令和 年 月 日

甲 住 所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

氏 名 京都府警察本部長 森 下 元 雄 

乙 住 所

決定後記載

氏 名 